

## 自然災害による災害救助法適用地域にお住まいの方へ

本学では台風、豪雨、大雨、地震、大雪、噴火等の自然災害による災害救助法の適用地域にお住まいの入学者選抜志願者および入学予定者を対象に「災害等の被災学生 等の学費等減免に関する規程」による学費等減免の経済的支援を行っています。入学検定料の免除申請を行う方は、別紙申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、出願書類に同封の上、郵送してください。また出願の際、正規の入学検定料を振り込んでください。申請が受理された場合、入学検定料を返還します。

記

### ◆対象者

1年以内の自然災害による災害救助法の適用地域にお住まいの入学者選抜志願者および入学予定者  
上記、適用地域の確認は下記の日本学生支援機構の災害救助法適用地域一覧でご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

### ◆減免事項

#### I. 入学者選抜志願者に対して

入学検定料（受験料）の免除

学部の入学者選抜の入学検定料を全額免除。一度、入学検定料をご入金いただき、後日返金します。

#### II. 入学予定者に対して

（入学手続き時に申請してください。一度、入学金・学費等をご入金いただき、後日返金します。詳細は、「入学手続きのしおり」を参照してください。）

入学金の免除

※学費等の減免

入学金・学費等が減免される方は、下記のいずれかに該当する場合とし、減免基準は以下の表のとおりとします。

- 1) 学費支弁者である保護者が当該災害で死亡したとき。
- 2) 学費支弁者が当該災害を原因とする傷病により療養を必要とし、また職を失し、その間の学費の納入が困難な状況にあると認められるとき。
- 3) 当該災害により学費支弁者の居住に供する建物、土地、家財、その他生産手段となる物件に災害を受けたとき。

※学費等を減免する期間は、災害発生日以降の最初の学費納入日より1か年以内とします。

被災状況	学費支弁者の死亡	学費支弁者の療養・失職	学費支弁者の収入に変化なし
全壊	入学金および1年間の学費等免除	入学金および1年間の学費等免除	入学金および1年間の学費等免除
半壊	入学金および1年間の学費等免除	入学金および1年間の学費等免除	入学金および半期分の学費等免除
一部損壊	入学金および1年間の学費等免除	入学金および半期分の学費等免除	—
被害なし	入学金および1年間の学費等免除	入学金および半期分の学費等免除	—

## ◆必要書類

### I. 入学者選抜志願者に対して

#### 入学検定料（受験料）の免除

- ①自然災害被災学生等の学費等減免に関する申請書（本学所定の用紙）
- ②本人または家計支持者が当該地区に居住している（していた）ことを証明するもの（住民票など）

※「り災証明書」は不要

- ③返還振込先の口座が確認出来るもののコピー（金融機関名、支店名、口座番号、名義人等が表記されている「通帳表紙」、「キャッシュカード」等をコピー。）

### II. 入学予定者に対して（入学手続時に申請してください。）

#### 入学金の免除

#### 学費等の減免

申請書（本学所定の用紙）と以下の該当書類を提出してください。

減免対象区分	必要書類
学費支弁者の死亡	死亡診断書または除籍抄本
学費支弁者の療養・失職	ア) 障害および長期療養にあたっては、障害者手帳の写しまたは医療機関が発行する診断書等の証明書 イ) 給料所得者にあつては、事業者が発行する前年分の源泉徴収票および申請日以降1年間の給料支払見込証明書 ウ) 失業者にあつては、年金、恩給、その他の受領額について従前の事業者が発行する証明書および職業安定所が発行する証明書
学費支弁者の収入に変化なし	ア) 自治体または消防署長が発行するり災証明書 イ) 自治体または農業委員会が発行する農作物作付面積および収穫高の証明書 ウ) 損害保険会社等が発行する保険金の支払い証明書 エ) その他被災の事実を証明する書類

お問い合わせ先

工学院大学 アドミッションセンター  
電話. 03-3340-0130（直通） / FAX. 03-3340-2440